

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、DAIWA CYCLE株式会社と称し、英文ではDAIWA CYCLE CO., LTD. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 自転車、原動機付自転車、自動二輪車、その他乗用車両及びその部品、付属品等の製造、点検、修理、卸、販売、リース、レンタル及び輸出入
2. 自転車駐輪場の経営
3. 不動産設備の売買、仲介、賃貸、斡旋及び管理
4. 自転車レース等の自転車関連イベントの主催・企画運営及びコンサルティング業務
5. フランチャイズ・チェーンシステムによる自転車販売店の経営指導
6. 損害保険代理業
7. 古物の売買及び輸出入
8. 日常生活用品、玩具、スポーツ用品、キャンプ用品、防災用品、健康機械器具、医療用具、介護用品及びその部品、付属品の製造、修理、卸、販売及び輸出入
9. 企業経営に関するコンサルティング業務
10. 情報処理システムのソフトウェアの開発、販売ならびに情報処理サービス及び情報提供サービスに関する業務
11. 旅行の企画ならびに旅行業法に基づく旅行業
12. 広告業
13. 上記各号に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を 大阪府吹田市 に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、電子公告により行う。

2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞

に掲載する方法により行う。

(機関の設置)

第5条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、800万株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当会社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の1単元の株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第9条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社において取扱わない。

(株式取扱規則)

第 11 条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取り扱い及び手数料は、法令又は定款に定めるものの他、取締役会の決議によって定める株式取扱規則による。

(基準日)

第 12 条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもってその事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。

第 3 章 株主総会

(招集)

第 13 条 定時株主総会は、毎事業年度の終了後 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合には、いつでも招集することができる。

(招集権者及び議長)

第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会決議によって取締役社長が招集し、その議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が招集し、その議長となる。

(電子提供措置等)

第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、

出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は1名とし、当会社の議決権を有する株主であることを要する。

2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第18条 株主総会の議事については、法務省令で定めるところにより、その経過の要領及び結果等を記載又は記録した議事録を作成し、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第19条 当会社の取締役は、7名以内とする。

(取締役の選任方法)

第20条 当会社の取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議をもって行う。

2 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、その選任時に在任する取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2 代表取締役のうち1名を社長とし、必要に応じて取締役会の決議により取締役会長、取締役副社長、専務取締役等を選定することができる。

(業務執行)

第23条 代表取締役は会社の業務を執行する。また、取締役会は、その決議により、業務

担当取締役を選定することができる。

- 2 代表取締役に事故があるときは、取締役会において、あらかじめ定めた順序により他の取締役が業務を代行する。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 25 条 取締役会の招集通知は、取締役社長が、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して招集の通知を発するものとし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

- 2 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第 26 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 27 条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会議事録)

第 28 条 取締役会の議事については、法令に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、10 年間当会社の本店に備え置くものとする。

(取締役会規程)

第 29 条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第 30 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）については、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 31 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の定める限度において免除することができる。

2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、同法第 423 条第 1 項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査役及び監査役会

（監査役の員数）

第 32 条 当会社の監査役は、5 名以内とする。

（監査役の選任方法）

第 33 条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議をもって行う。

（監査役の任期）

第 34 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠により選任された監査役の任期は、その前任の監査役の任期の満了する時までとする。

3 会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

4 前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることはできない。

（常勤の監査役）

第 35 条 監査役会は、その決議により監査役の中から常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）

第 36 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の 3 日前までに発する。但し、

緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役全員による同意があるときは、招集手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議の方法)

第 37 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第 38 条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(監査役会規程)

第 39 条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第 40 条 監査役の報酬等については、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 41 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項に規定する監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の定める限度において免除することができる。

- 2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 6 章 会 計 監 査 人

(会計監査人の選任方法)

第 42 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 43 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 44 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 45 条 当会社の事業年度は、毎年 2 月 1 日から翌年 1 月 31 日までとする。

(期末配当金)

第 46 条 当会社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主、登録株式質権者(以下「株主等」という。)に対して剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を行うことができる。

(中間配当金)

第 47 条 当会社は、取締役会の決議により、毎年 7 月 31 日現在における最終の株主名簿に記載又は記録された株主等に対して、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)を行うことができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第 48 条 期末配当金及び中間配当金は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。